



施設設備整備資金等

貸付のご案内

令和7年度



兵庫県私学振興協会は、児童生徒が、安心して、質の高い教育を受けることができるよう、兵庫県内の私立の小・中・高等学校に、施設設備整備資金、耐震化整備資金、災害復旧資金、経営安定資金、経営資金の貸付事業を行っています。

- 貸付利率
市中の金融機関や日本私立学校振興・共済事業団に比べ低い金利で、貸付契約時から償還終了まで変わらない固定金利です。
- 償還方法
元金均等償還で、一般的に金融機関で行われている元利均等償還に比べて、償還総額は少なくなります。

公益社団法人 兵庫県私学振興協会

〒650-0012

神戸市中央区北長狭通4丁目3番13号

兵庫県私学会館3階

TEL 078-515-6760

FAX 078-515-6870

<http://www.hyogo-sshinko.or.jp>

種類	貸付限度額	貸付対象事業	貸付期間、貸付利率	
			5年以内	5年超 12年以内 (うち据置期間 2年以内)
施設設備 整備資金	3億5千万円	・建物建築 新築、増改築、補修、買収 ・土地買収、造成	年0.98% 〔70%〕	年1.12% 〔80%〕
耐震化 整備資金	3億5千万円	・建物建築 耐震補強、改築 (文部科学省の補助金、利子補給金の交付が 見込まれるものを対象とする)	年0.84% 〔60%〕	年0.98% 〔70%〕
災害復旧 資金	3億5千万円 (必要に応じて2倍)	・激甚災害及びこれに準ずる災害により被害を 受けた建物、工作物、土地、設備の原形復旧 工事	年0.84% 〔60%〕	年0.98% 〔70%〕
経営安定 資金	3億5千万円	・校具、教具の購入(学校が必要とする備品) ・情報化機器等教育上必要な大型設備 ・高利債等借り換え資金(次の要件をすべて満 たすもの) ア 金融機関等借入金 イ 協会貸付利率より1%以上高い利率 ウ 前年度以前の借入金 エ 施設、設備、校地買収等の資金借入金	年0.98% 〔70%〕	年1.12% 〔80%〕
経営資金	3千万円	・学校運営上の一時的な資金 人件費、学校が必要とする備品の購入	1年以内 年0.70% 〔50%〕	

※貸付利率は、令和7年5月1日現在

※貸付利率は、貸付実行日の日本私立学校振興・共済事業団の貸付利率〔一般施設費（期間10年）〕
に下段〔 〕の率を乗じて得た率とする。（毎月見直されます）

● 償還方法

- ・元金均等償還
- ・初回の償還日は、据置期間がない場合は、借入日の翌年の応当日の前日
(例：9月30日に借入れた場合、初回償還は翌年の9月29日)
- ・以後、毎年1回ずつ償還

※「経営資金」は、分割償還可能

● 申込時の必要書類

- ・借入申込書（学校法人の概況、事業実施計画、資金計画、償還計画、予定担保物件の状況、担保物件評価書）
- ・前年度の計算書類 ・当該年度の予算書 ・理事会議事録（写）
- ・工事請負契約書（写） ・設計監理委託契約書（写）
- ・図面（位置図、配置図、工事物件の平面図、立面図等）
- ・担保物件登記簿謄本
- ・日本私立学校振興・共済事業団からの借入れとの併用の場合は同事業団への借入申込書（写）
- ・文部科学省の補助申請書（耐震化補助）（写）

● 貸付基準

- ・貸付総額は1学校法人につき3億5千万円以内（貸付残高がある場合は前年度末現在の残高を差し引いた額）
- ・貸付額が事業費（補助金がある場合は事業費から補助金額を控除した額）の80%以内
- ・自己資金の保有率が事業費の20%以上
- ・貸付額が正味財産の30%以内
- ・貸付額が担保物件の評価額の70%以内（土地を担保とする場合）
- ・貸付額が出資金の90%以内（経営資金貸付で出資金を担保とする場合）

● 担保の提供

- ・担保は、不動産（土地、建物）、有価証券、定期預金等又は保証人（正会員である学校法人の役員の確実な個人保証）で行う。
- ・経営資金貸付の場合は、出資金を担保とすることができる。
- ・不動産（土地、建物）担保で抵当権を設定する場合は、原則として第1順位とし、登記は借主において行う。
- ・抵当権の設定に要する費用は、借主の負担とする。
- ・登記に係る登録免許税（借入額×0.4%）は、借主の負担とする。
- ・建物の場合は、貸付金の元利金の額以上の火災保険契約の締結を要する。

● 貸付事務の流れ

① 申込書の提出 まで	協会	・毎年12月頃、借入希望調査を実施
	法人・協会	・希望内容確認、相談
	法人	・事業計画の具体化 ～ 学校法人理事会で決定
② 申込書の提出	法人	・資金借入申込書を提出
	法人・協会	・相談
③ 貸付の決定 担保の設定	協会	・現地確認 ・貸付審査委員会で決定 ・貸付決定通知、契約関係書類を送付
	法人	・契約関係書類を提出 ・抵当権設定手続き
	協会	・貸付金を送金
	法人	・申請証明書を提出
	法人	・登記完了後、登記簿謄本、登記識別情報通知を提出
④ 償還	協会	・毎年、償還日の約1か月前に請求書を送付
	法人	・期日までに元金、利息を支払い
⑤ 償還完了後の 担保の解除	協会	・抵当権抹消手続きのための関係書類を送付
	法人	・抵当権抹消登記 ・抵当権抹消後の登記簿謄本を提出

● 貸付実績

年度	施設設備整備資金	耐震化整備資金	経営資金	計
H30	2件 698百万円	2件 150百万円	—	4件 848百万円
R3	2件 210百万円	—	1件 23百万円	3件 233百万円
R4	1件 36百万円	1件 124百万円	—	2件 160百万円
R5	1件 30百万円	1件 130百万円	—	2件 160百万円
R6	5件 435百万円	1件 36百万円	—	6件 471百万円

※ R元、R2年度は貸付案件なし